

葛飾区児童相談所・一時保護所 設置に係る住民説明会を 開催しました（お知らせ）

令和2年1月26日（日）午後3時から立石地区センター別館にて開催し、建設予定地周辺の約20名の方々にご参加頂きました。当日は葛飾区の今後の児童福祉行政における児童相談所及び一時保護所の基本方針を示した葛飾区児童相談所基本構想（素案）について説明を致しました。

今後は令和2年度から策定作業に入る葛飾区児童相談所基本計画が一定程度まとまった時点で、あらためて住民説明会を開催し、今回同様、周辺住民の皆様からご意見をお伺いする機会を設けます。

**葛飾区児童相談所・一時保護所
設置に係る住民説明会**
—葛飾区児童相談所基本構想（素案）について説明します—

**かつしかの
子どもは笑顔で守る、
むねは葛飾区にのりです。**

日時
令和2年
1/26（日）
午後3時開始

会場
立石地区センター別館
（勤労福祉会館併設）
2階 多目的室
【葛飾区立石3-12-11】

※お申し込みは不要です。会場をご希望される方は事前予約にご参加ください。
【問い合わせ先】
葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課
（葛飾区子ども総合センター内） 3602-1247 葛木・芝村・末崎

配布資料（抜粋）

葛飾区児童相談所基本構想（素案・概要版）

1 策定の目的
児童福祉行政の現状と課題を整理し、葛飾区児童相談所・一時保護所を設置した後の本区がめざす児童福祉

2 児童福祉
(1) 葛飾区子ども総合センター
・全相談受付件数のうちあり、相談体制のさ
・子どもと家庭に関する総合センターの認知
・子ども家庭支援セン
・含め、利便性のさら
(2) 東京都におけ
・全相談受付件数の
・一時保護所の定員
・課題を解消し、子
・より一層の環境整
・東京都児童相談所
・連携の在り方につ
・取組みが必要です。
(3) 東京都における
・里親と里子に社会
・認知度の向上と理
・希望する人をさら
・里親と里子に対す

3 区立児童
(1) ライフステージに
・地域資源のさらなる
・複合的に課題ある
・子育て支援に関
・活用することがこ
・職員間連携の強化
・指標系統が一つに
・となり、支援の狭
(2) 住み慣れた身近
・物理的にも心理的
・やすくなります。後
・ことが期待されま
・児童相談所が区役
・所に対して、これま

4 基本方針

現在
子ども総合センター

令和5年度
子ども総合センター 【機能強化】
区民に寄り添う妊娠期から子育て期にわたる保護者支援と子ども支援を行う身近な総合相談窓口
児童相談所・一時保護所 【新規設置】
子どもの安全確保を第一に考えた一時保護所への入所など強制力のある専門的支援の実施

子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となり、子どもや保護者一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで

めざすのは「子どもと家庭が安全で安心して自立した」

支援・予防
～気軽に相談でき、保護者と一緒に悩み、考える支援体制の充実～

区役所
児童相談所
警察
消防
児童養育施設
児童総合センター
市区町村子ども総合支援拠点
母子保護事業
発達支援事業
児童養育施設
警察
消防
児童養育施設
他自治体
児童総合センター
市区町村子ども総合支援拠点
母子保護事業
発達支援事業
児童養育施設
警察
消防
児童養育施設
他自治体

連携の輪
支援が必要な子どもとその家庭

気づき
～地域全体で子どもと家庭を～

虐待などに対するアンテナ機能
・支援が必要な子どもや家庭に気
子ども総合センターや児童相談
・世代を超えた大人だけでなく、
すべての区民が「怒鳴らない
を認識し、体現していきます。

5 建設予定地

所在地
葛飾区立石二丁目179番1、2号

面積
2,177.93㎡

建設予定地の選定理由
・区中心部で一定規模の面積を有すること。
・重要な連携先となる区役所や子ども総合センター、警察署、
救急病院などが近くにあること。
・可能な限り子ども一人ひとりに合った支援ができるよう、
公園やスポーツ施設が近くにあること。
・繁華街から少し離れた落ち着いた環境であること。

6 スケジュール

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	設計・工事		開設
		地域等への説明			

※今後の検討状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

葛飾区児童相談所基本構想（素案・概要版）
葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課
〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 葛飾区子ども総合センター
電話 03 (3602) 1247 (直通)
メール 113000@city.katsushika.lg.jp

令和〇年〇月

葛飾区児童相談所基本構想（素案）から一部抜粋

第6章 区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義

本区が児童相談所等を設置する主な意義は、「切れ目のない支援の提供」と、「身近な地域で相談ができる」の2点です。

1 ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供することができる

(1) 地域資源のさらなる活用
本区が児童相談所等を設置すると、複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、区内の子育て支援に関するサービスや場所、人などの地域資源を個々の家庭に合わせて効果的に

説明会の様子

当日は建設予定地周辺にお住いの多くの方々にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

冒頭の子育て部長の挨拶の後、児童相談所設置準備担当課長から、葛飾区の児童福祉行政を取り巻く現状や、区立児童相談所・一時保護所設置の意義、さらには葛飾区が目指す子どもや保護者への支援、地域との連携のあり方について説明を致しました。



児童相談所の設置に向けた案内や、子ども総合センターの紹介、児童虐待防止に関する案内のポスターを展示いたしました。

ご質問と回答

説明会当日に参加頂いた皆さまから頂戴したご質問と区からの回答を紹介致します。

ご質問 1

今後も住民説明会を開く予定はありますか？

回答

まだ日程は決まっていますが、基本計画作成の進捗状況を踏まえ今年（2020年）の秋頃を予定しています。

ご質問 2

今日の説明会であがった質問と回答は、区民の方にお知らせをしますか？

回答

建設予定地の近隣の皆様には説明会が終了したと併せて、質問と回答についてもチラシをお配りしお知らせ致します。

また、区のHPにおいても、チラシや説明会の資料や皆さまからのご質問と回答などについてご紹介させていただきます。

ご質問 3

建設予定地は建設工事が始まるまでの間どのようになりますか？

回答

地権者様と契約後、区は、安全を考慮しフェンスで囲い、児童相談所の建設予定地であることが分かるようなご案内を掲示致します。また、建設工事に向けて土地の地盤調査などを行います。

ご質問 4

区が新たに設置する児童相談所と現在ある東京都児童相談所はどのような関係になりますか？

回答

東京都児童相談所の管轄から外れ、葛飾区が単独で同じ機能と権限を持った児童相談所を設置します。

質問 5

子どもの虐待を発生させないための予防策について、区はどのように考えていますか？

回答

虐待を発生させないための予防は大切です。本区においては、健康プラザに保健センターと子ども総合センターを併設し、母子保健事業の一環として虐待や体罰の禁止について話しています。また、保健師と連携しながらハイリスクや養育に課題がありそうな家庭を把握し、支援に入る体制を整えています。

ご質問 6

建設予定地に今は桜の木が植えてありますが、建設工事が始まるまでの間は残してもらえますか？

回答

桜の木の取り扱いは、土地をお持ちの地権者様のご判断になってしまうため、頂いたご意見を地権者様にお伝えさせていただきます。

ご質問 7

一時保護したお子さんは学校に通ったり、近隣の住民と交流をもつことはありますか？

回答

保護された子どもには教育を受ける権利があるので、年齢や安全面を考慮し、可能であれば学校に通ってもらいます。難しい場合は施設の中で勉強してもらいます。また、保護された子どもは職員と一緒に外出することがあり、近隣の方の施設に対するご理解を頂くため、意見交換や交流の場を設けたいと考えています。

ご質問 8

一時保護された子どもは、どれぐらいの期間一時保護所で生活をしますか？

回答

法律では原則2か月とされていますが、保護された子どもの状況に応じて期間が延長されることもあります。

問い合わせ先

葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 葛飾区子ども総合センター

電話：03(3602)1247(直通)

メール：113000@city.katsushika.lg.jp

